

令和6年度 保育所等の利用申込受付が始まります

町では、令和6年度の保育所等利用申込みを、次のとおり受け付けます。

受付期間

令和6年1月4日(木)～1月31日(水)(土・日・祝日を除く 8:30～17:15)

● 利用申込に必要な提出書類

※すべての書類が揃わないと受理できません

1. 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書(児童1人につき1部)
2. 同意書兼誓約書
3. 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(1号で預かり保育を利用される方のみ)
4. 保育を必要とする事由を証明する書類(2・3号の方及び1号で預かり保育を利用される方のみ)
例) 就労証明書・母子手帳の写し・診断書等

書類は役場保健福祉課子ども家庭係(③窓口)・野方支所・保育所等に準備してあります。

● 提出先

保育認定(2・3号)…保健福祉課子ども家庭係(③窓口) / 教育認定(1号)…各認定こども園

● 保育を必要とする事由

保育所、認定こども園(保育部分)を利用できるのは、保護者等が右記の項目のいずれかに該当することにより、児童の保育ができない場合となります。

- (1) 就労 (2) 妊娠・出産 (3) 保護者の疾病、障がい
- (4) 同居又は長期入院している親族の介護・看護
- (5) 災害復旧 (6) 求職活動 (7) 就学
- (8) 虐待やDVのおそれがあること
- (9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

● 町内の保育所・認定こども園一覧

令和5年12月1日時点

種類	名称	定員	住所	電話	1号(教育部分)	2・3号(保育部分)	延長保育
保育所	菱田保育園	40	菱田2601	477-0568		7:00～18:00	※延長保育を利用される場合は、別途延長保育料金が必要になります。
保育所	中沖保育園	40	菱田3093-2	477-0027		7:00～18:00	
認定こども園	大崎保育園	65	仮宿1862	476-0049	9:00～13:00	7:00～18:00	
認定こども園	南光保育園	65	仮宿1554-2	476-0025	9:00～13:00	7:00～18:00	
認定こども園	野方保育園	80	野方6095-38	478-2324	9:00～13:00	7:00～18:00	
認定こども園	大丸保育園	35	横瀬2	476-0555	10:00～14:00	7:00～18:00	
認定こども園	大崎幼稚園	85	神領129	476-3455	10:00～14:00	7:00～18:00	

★保育所は、就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって、児童を保育する施設です。

★認定こども園は、幼稚園と保育園の両方の性質を併せ持った、教育・保育を一体的におこなう施設です。

● 保育所利用料について

利用料は世帯の町民税所得割額(4月から8月分は前年度の税額、9月から翌年3月分は当年度の税額)により算定されますが、保護者に代わって大崎町が負担するため、**全児童が無償化の対象となります。**

なお、同居の祖父母等がいる場合、祖父母等のうち収入の多い方の税額も合算する場合があります。

● 副食費について

保育所、認定こども園に直接支払います。金額は園によって異なります。

年収360万円未満の世帯(実際には町民税所得割で算出)及び第3子以降は免除されます。